

宇部市6次産業化・農商工連携による商品開発等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、6次産業化・農商工連携による地元農林水産物の消費拡大を促進するため、市内の事業者が行う本市の農林水産物を活用した魅力ある商品（個包装やパッケージされた商品）の開発等に要する経費に対し、宇部市6次産業化・農商工連携による商品開発等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び要件は、別表に掲げる事業とする。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、別表に掲げる者とする。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象事業者となることができない。

- (1) 公序良俗に反する事業を行う者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業等の事業を行う者
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (4) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人
- (5) 宇部市が賦課徴収する市税に滞納がある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者

(補助金対象経費等)

第5条 市長は、予算の範囲内において補助金の額を決定する。

- 2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。
- 3 前項の規定により算出した補助金の額に、千円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、宇部市6次産業化・農商

工連携による商品開発等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、宇部市6次産業化・農商工連携による商品開発等支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該交付申請をした補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の不交付を決定したときは、宇部市6次産業化・農商工連携による商品開発等支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該交付申請をした補助対象事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する交付決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

（申請内容の変更等）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ宇部市6次産業化・農商工連携による商品開発等支援事業補助金変更申請書（様式第4号）に変更内容が確認できる書類を添付し、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、前条第1項に規定する交付決定通知書に記載された補助金交付決定額の20パーセント以内の減額となる変更で、かつ次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

（1）補助対象経費の目的を実質的に変更するものでない場合

（2）商品開発の目的に影響のない程度の細部を変更する場合

2 市長は、前項の変更申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認められたときは、交付決定に係る内容の変更を承認し、宇部市6次産業化・農商工連携による商品開発等支援事業補助金変更決定通知書（様式第5号）により、当該変更申請をした補助事業者に通知するものとする。ただし、変更後の補助金交付決定額は、前条第1項に規定する交付決定通知書に記載された補助金交付決定額を超えないものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、申請内容の変更が適当でないと認めたときは、宇部市6次産業化・農商工連携による商品開発等支援事業補助金変更不承認通知書（様式第6号）により、当該変更申請をした補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、第2項に規定する変更決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

（補助事業の中止）

第9条 補助事業者が、やむを得ない理由により補助事業を中止しようとするときは、速やかに宇部市6次産業化・農商工連携による商品開発等支援事業補助金中止届

(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了日から起算して30日を経過した日又は第6条の申請書を提出した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに宇部市6次産業化・農商工連携による商品開発等支援事業補助金実績報告書(様式第8号)に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が第7条第1項に規定する交付決定(第8条第2項の規定による承認をしたときは、同項に規定する変更交付決定をいう。以下「交付決定等」という。)内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇部市6次産業化・農商工連携による商品開発等支援事業補助金交付額確定通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定による確定通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、宇部市6次産業化・農商工連携による商品開発等支援事業補助金請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定等の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該補助事業者に対し、宇部市6次産業化・農商工連携による商品開発等支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第9条の規定による中止届の提出があったとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。
- (4) この要綱又は補助金の交付決定等の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (5) その他市長が補助金を交付することが不相当と認めたとき。

2 前項の規定は、第11条の規定により補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場

合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、宇部市6次産業化・農商工連携による商品開発等支援事業補助金返還命令書（様式第12号）により、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 前項の規定により、返還命令を受けた補助事業者は、指定された期限までに補助金を返還しなければならない。

（帳簿等の整備）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しておかなければならない。

（報告及び調査）

第16条 市長は、補助事業の成果等、必要と認めるときは、補助事業者に対し報告を求めることができる。

- 2 補助事業者は、市長が当該補助事業に関する調査を行うときは、その調査に協力しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条・第3条・第5条関係）

補助対象事業	要件	補助対象経費	補助対象事業者	補助率	補助上限額
<p>商品開発等支援事業 (既存商品の改良を含む)</p>	<p>商品開発等に当たり、 専門機関等に相談し たうえで事業計画を 作成すること。</p>	<p>1 商品開発費 (1) 試作品作成 (2) パッケージデザイン開発 (3) 試作に必要な機器のレンタル (4) 成分分析 (5) アドバイザー報酬 2 市場評価経費 (1) 試験販売 (2) アンケート調査 3 商談会等出展経費 (1) 商談会等出展料 (2) 旅費 4 販促資材費 (1) パンフレット作成 (2) 商品PR資材の作成 (3) 広告宣伝費 5 その他市長が特に必要と認めるもの ※3及び4の経費については、1又は2の経 費に係る事業を実施した者が行うものに限 る。 ※消費税及び地方消費税に相当する額、自社 内部の取引による経費、振込手数料等は含ま ない。 ※旅費については、宇部市職員等旅費に関す る条例及び宇部市職員等の旅費に関する条 例施行規則を準用し、その額をもって補助対 象経費の上限とする。</p>	<p>1 市内農林漁業者 (1) 農林漁業者の組織す る団体・法人 (2) 農林漁業者の組織す る任意団体 ※規約及び代表者の定 めがあること 2 市内に本社又は主た る事務所を有する中小 企業者 ※中小企業基本法(昭和 38年法律第154号)第2 条第1項に規定する中 小企業者 3 市内農林水産物を活 用した加工品の製造、販 売を行う市内の任意団 体 ※規約及び代表者の定 めがあること</p>	<p>事業費の 1/2</p>	<p>30万円</p>